

様式第13号

下記の①または②により手続きしてください。  
①この用紙を記入し、下記の提出先に郵送または持参  
②インターネット上で電子申請（アクセス等は裏面にてご確認ください）  
※②インターネット上で手続きした場合、手続きが完了した旨のメールを受取る  
ことができます。

堺市放課後子ども総合プラン事業一部負担金減額・免除理由消滅届

令和 年 月 日

堺市教育委員会教育長 様

保護者 住 所

氏 名

電話番号

先に決定の通知を受けた堺市放課後子ども総合プラン事業の利用に係る一部負担金の減額  
又は免除の理由が消滅したので、堺市放課後子ども総合プラン事業実施要綱第20条第1項  
の規定により、次のとおり届け出ます。

ふりがな			
児童氏名			
ルーム名・教室名 (利用事業)	堺市立 小学校堺っ子くらぶ (のびのび・すくすく)	学 年	年
減額・免除理由の 消滅の事実発生日	令和	年	月 日
消滅の理由			

注意 一部負担金の減額又は免除の理由が消滅したときは、直ちにこの届出書を持参又は郵  
送により放課後子ども支援課に提出してください。

提出先（※堺っ子くらぶにはご提出いただけません）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市教育委員会 放課後子ども支援課  
堺市役所 高層館 11階北側 午前9時～午後5時30分（土曜・日曜・祝休日・年末年始除く）  
TEL 072-228-7491（直通） FAX 072-228-7009

## 一部負担金減額・免除理由消滅届について

下記の①または②により手続きしてください。

- ①裏面の用紙を記入し、郵送または持参にて提出（裏面をご確認ください）
  - ②インターネット上で電子申請（アクセス等は下記にてご確認ください）
- ※②インターネット上で手続きした場合、手続きが完了した旨のメールを受取ることができます。

### 【インターネット上で電子申請する手順】

①右記 QR コードを読み取り、「堺市電子申請システム」にアクセスしてください（※）。



②利用者登録をしてください（登録済の場合は不要）。

③「放課後児童対策 減免理由消滅」の手続ページにて必要事項を入力し、手続を完了させてください。

④登録しているメールアドレスに、手続きが完了した旨のメールが届いているか確認してください。

なお、②の利用者登録が完了した旨のメールだけではなく、その後に③の手続が完了した旨のメールも届いているかどうか確認してください。

※パソコンから手続きする場合は「堺市電子申請システム」にアクセスし、個人向けの手続一覧において、「放課後 減免理由消滅」と入力し検索してください（単語の間にはスペースを入力）

### 【注意事項】

- ・一部負担金の減額又は免除の理由が消滅したときは、直ちに電子申請してください。

### お問合せ先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市教育委員会 放課後こども支援課  
TEL 072-228-7491（直通） FAX 072-228-7009  
午前9時～午後5時30分（土曜・日曜・祝休日・年末年始除く）